

近世後期節用集における引様の多様化について

佐藤 貴裕

キーワード：節用集・引様・出版・版權・早引節用集

要 旨

近世後期の節用集では、それまでになく多様の引様が考案された。それは、最善の引様を求めての試行錯誤と捉えられる。しかし、有用性が高くないものや引様として不自然なものも少なくなく、必ずしも順調な展開を遂げたとは言えない。この点について、当時の本屋仲間の記録類を中心に検討した結果、早引節用集の板元が、イロハ二重分類など有用な引様を類板（模倣書）と見なしたため、引様の考案の範囲が狭められ、有用性の低い引様や不自然な引様が現れたと考えられた。また、それとともに早引節用集とその板元の存在が、近世後期節用集においては、小さくないものであったことがわかった。

はじめに

近世において数多くの節用集が開板されたことは周知のことである。また、近世全期を通じて収載語や付録の増補・頭書など内容面での充実がはかられたことも知られる^{注1)}。このような発達は、引様（検査法）にもあてはまると予想されるが、近世全期を通じて徐々に発展していったとは言いがたい。以下に述べるように、近世前期（

七五〇以前）では新たな引様の考案がほとんどなく、近世後期（一七五一以降）、特にその前半に数多く現れるのである。本稿は、後期に現れた引様を検討して、その問題点を明らかにし、引様の多様化の要因を追究するものである。

一 近世節用集の引様

まず前期と後期の引様の概略を示す。なお、以下、語を分類するイロハや門などの指標を分類基準とよび、それらから構成される検査の組織を引様とよぶ。また、引様のなかで分類基準の順序を示す際には、第一分類・第二分類などとよぶことにする。

前期の引様は、古本節用集と同様、イロハ分け（部）の下に意義分類（門）を施す二重分類が主流である。その中では『新增節用無量蔵』（元文二一七三七）が言語門に再度部分を施して、部分的な三重分類とするのが注目される。改良には、『万倍節用字便』（貞享三八一六八六）などが言語門を各部冒頭に配したり、『蠡海節用集』（寛延三（一七五〇）・『字典節用集』（寛延四）が漢字一字語から配したり、それまで必ずしも一定でなかった各部の門の順序を統一するなどがある。このようなことからすると、引様への関心はあり、新たな考案の機運もあつたと思われる。しかし、新規の引様は『合類節用集』（延宝八（一六八〇））など、門の下を部分けするものが現れるにとど

まるのである。したがって、前期の引様は、分類基準は部と門だけで、構成はそれらを組合せた二重分類が中心であったということができよう。また、次のように言い換えることもできよう。節用集は、漢字の「形」を知るための辞書である。そこで、「音」(仮名)と「義」から引くのが、近世前期までの通念であったのかも知れない。そしてそれぞれに一つずつの分類基準が用意されていたのが、近世前期までの引様だったのである。

これに対して後期では種々の試みがなされる。分類基準では、前期には不可欠だった門を廃するものが現れ、仮名数分け・五十音分け・清濁引撥の仮名の有無などが考案され、「音」(仮名)引きへの傾斜が顕著となる。また、語末の仮名で分類するものも出る。構成では、三重分類を全編に施すものが現れる。また、仮名第二字までの部分けなどの近代性も見られる。仮名遣いの関係で発音と正書法が齟齬する語を一括する試みもなされた。このように後期における引様の考案は、前期には見られない多彩さを呈するのである。

そこで、次節では後期の引様をやや詳細にみることにする。

二 近世後期節用集の引様

まず、管見の書や『大坂本屋仲間記録』(以下「記録」)などから、後期に現れた引様をもつ節用集を開板順に挙げておく。なお、早引節用集は多くの異本があるが、「^{宝暦}新撰早引節用集」の事項だけを示した。また、初板と再板とで内容や体裁などの異なりがわずかなものは初板だけを示した。^{注2)}

書名

刊年・成立

類 引様の詳細

備考

- | | | | | | |
|------------|------------|-----|---|------|-----|
| ①早引節用集 | 宝暦2 (七五三) | A | 部 | 仮 | — |
| ②国字節用集 | 宝暦7 (七五七) | (B) | 部 | (門) | 部 |
| ③早字二重鑑 | 宝暦12 (七六二) | B | 部 | *部 | 狩野 |
| ④安見節用集 | 宝暦12 (七六二) | B | 部 | 部 | — |
| ⑤千金要字節用大成 | 明和元 (七六四) | A | 部 | 門 | 21仮 |
| ⑥万代節用字林蔵 | 明和3 (七六六) | (A) | 部 | (門) | 仮 |
| ⑦連城大節用集夜光珠 | 明和5 (七六八) | C | 部 | 引 | 門6 |
| ⑧広益好文節用集 | 明和8 (七七二) | A | 部 | 偶 | 門13 |
| ⑨急用問合即座引 | 安永7 (七七八) | C | 部 | *引** | 門6 |
| ⑩二字引節用集 | 天明元 (七六一) | B | 部 | 部** | — |
| ⑪五音字引節用集 | 天明元 (七六一) | B | 部 | 部 | 五** |
| ⑫方便節用集 | 天明2 (七六三) | C | 部 | *引** | 門6 |
| ⑬大成正字通(初板) | 天明2 (七六三) | C | 部 | *引** | 門14 |
| ⑭早考節用集 | 天明5 (七六五) | C | 部 | 門 | 6清 |
| ⑮大成正字通(再板) | 享和2 (七八三) | C | 部 | *門 | 11清 |
| ⑯長半仮名引節用集 | 文化元 (八〇四) | A | 部 | 偶 | 仮 |
| ⑰簡例節用集 | 文化12 (八八五) | B | 部 | *部 | 門9 |
| ⑱いろは節用集大成 | 文政10 (八二七) | A | 部 | 仮 | 門13 |
| ⑲増補広益好文節用集 | 天保3 (八三三) | A | 部 | 偶 | 門13 |
| ⑳万代節用集 | 嘉永3 (八五〇) | A | 部 | 仮 | 門15 |
| ㉑節用早見二重引 | 嘉永5 (八五三) | B | 部 | *部 | — |
| ㉒早字二重鑑(再板) | 嘉永6 (八五三) | B | 部 | *部 | — |

引様欄: 部・イロハ・門・意義分類(数字は門数) 五・五十音 仮・仮名数 偶・仮名
 数の偶数奇数 清・清濁 引・清濁引撥 *発音と正書法が異なる語の一括掲出
 **語末の仮名による
 備考欄 亀田・国会図書館 亀田文庫蔵 狩野・東北大学狩野文庫蔵 東北・同附属図書館

①～②は、第二分類以下に取り入れられた分類基準で、A「仮名数によるもの」、B「部・五十音など仮名の順によるもの」、C「清濁引撥などの特徴的な仮名の有無によるもの」に三分される。この類別にしたがって諸本の引様を一覧しておきたい。

A ①早引節用集は、部の下を仮名数で分類し、門を排除する。ただし、収載語は一定の意味範疇ごとにとまっておき、原拠となった部門引き節用集の名残が認められる。⑤『千金要字節用大成』は現存が確認されないが、「廿一門分ケかな之次第二而、文字引出し候書」(「記録」「差定帳一番」明和四)で、部・門・仮名数の構成かと思われる。⑥『万代節用字林蔵』も現存が確認されないが、「本文之かな一より段々次第を分チ候書」(同)で、門別の有無は不明だが仮名数を採用するものである。なお、現存する同名書は部門引きに改められたものである。⑧『十三門部分音訓正誤いろは節用集大成』⑨『早万代節用集』は早引節用集の一種で、第三分類に門別をとる。⑩『明和広益好文節用集』⑪『文政増補広益好文節用集』⑫『万倍加増長半仮名引節用集』は仮名数の偶数奇数を採用する。第三分類は、⑬⑭が門別、⑮が仮名数である。なお、⑯は門別を語ごとに小字で記すが、引様には関わらず、注に近いものである。

B ②「国字節用集」は開板されなかつたが、「記録」に「国字節用与申類句分之節用集写本略 右類句分節用集ハ、私方ニ従先年所持仕候新增節用之趣向ニ御座候」(「備忘録」宝曆七)とある。「類句分」の意味は不明だが、「新增節用」はこの書状の筆者・木村市郎兵衛の

蔵板書『新增節用無量蔵』のことと思われる、これは言語門に再度部分けを施すので、「国字節用集」も同様に全編に再度部分けを施したものと思われる。「国字」の意味(仮名あるいはイロハ)もこの推定をたずける。③「早字二重鑑」は当時の板本は現存しないようだが、『記録』や東北大学狩野文庫蔵天明二年写本によると、第二字の仮名まで部分けを施すものである。また、仮名遣いの関係で発音と正書法とが齟齬する語は一箇所にまとめ(以下「変則の部分け」)、その所在を空見出して示す。これを補訂したのが⑭「節用早見二重引」⑮「早字二重鑑」である。⑯「安見節用集」も現存が確認されないが、「常体いろは分二而、二声目を又いろは分二して、文字引出す書」(「記録」「裁配帳一番」天明元)で、二重の部分けである。⑰「蘭例節用集」は二重の部分けの下に門別を示す。巻末に「此書一切売店に出さず彫刻家蔵して同好書写の勞をはぶく」とあり、営利目的の開板ではない。二重の部分けは「西洋言語之書」(序)からの影響と思われる、先行の⑱⑲とは関係ないようである。⑲「二字引節用集」は現存が確認されないが、「常体いろは分二而、文字のかなとまりを又いろは分二して、上下のかなを以、文字引出す書」(「記録」「裁記帳一番」天明元)で、第二分類を語末の仮名の部分けとするものである。⑳「五音字引節用集」も現存が確認されないが、「常体いろは分二に而、文字の止りのかなを五音あいうゑをヲ以、文字引出す書」(同)で、第二分類を語末の仮名の五十音分けとするものである。

C この類のものはいずれも三重分類である。㉑『字探連城大節用集夜光珠』は、部の下を「清濁引撥」の有無で分ける。これは、求める語に濁音(半濁音を含む)・長音・撥音を示す仮名のあるものを「濁

「引撥」にあて、ないものを「清」とする分類である。なお、濁引撥が重出する語は、引撥濁の順に有無を見、あつた項目に掲出する。

⑨「急用間合即座引」は、③のような変則の部分けをとり、各部の所在を丁付合文(目次)で示す。第二分類の清濁引撥の有無は語末の仮名に限った。ただし、濁音の拗(長)音は「濁」に入れる。⑩「万徳節用集」・⑬「大成正字通」初板も同様だが、拗音は清濁とも「引」に入れる。なお、変則の部分けは、⑫が空見出して、⑬は詳細な丁付合文で対応する。⑭「早考節用集」・⑮「大成正字通」再板は部門引きの下に清濁を施す。なお、⑮は、変則の部分けと詳細な丁付合文を⑬より引き継いでいる。

以上、近世後期に考案された引様を見てきたが、多様であるがゆえに、問題や疑問もある。まず、後期になって、なぜこのように多くの引様が考案されたのかという素朴な疑問がある。一応は、最善の引様をめざしての試行錯誤とみることができる。確かに、分類基準の多様さやその適用位置をみれば、あらゆる可能性を探ったともいえる。しかし、すべての引様が最善の引様をめざしたものであったかというと、有用性に疑問のあるものもあるようである。

また、考案の間隔をみると、⑭と⑮で一七年の開きがあるが、⑭までは平均二〜三年と狭い。すなわち、宝暦二年から天明五年までの三四年間(以下「集中期」)に、新たな引様の大半が集中するのである。通俗的な辞書の引様がこれほど多く考案された時期はないだけに、このような短期集中という現象も問題とならう。

大まかには以上の二点が問題となる。これについて回答なり解釈なりをえるために考察をすすめていく。まず、各々の引様の有用性を検討することからはじめたい。

三 新たな引様の評価

引様の有用性とは、求める語をいかに速く引けるか、ということであろう。そのためには引様自体の簡明さが求められる。目新しいものでも、複雑であったり不明瞭であつては有用性は低い。また、不自然なものも同様である。そのような観点から、私案として、次に挙げる(a)〜(f)を有用な引様の条件とし、これをもとに個々の引様を検討して、論述の目安をたてることにした。

(a) 分類基準の明解さ 分類基準は、門のように概念の理解しにくいものや不分明な点のあるものより、部や仮名数のように明解で曖昧さのないものの方がすぐれている。

(b) 分類基準の分割効率 節用集での検索は、複数の分類基準で分割された語群から語を読み取るものである。したがって、分類基準の数が少ないほど簡便で、語群の規模が小さいほど検索語以外の語を見ずに済み、迅速に引ける。つまり、一つの分類基準で多くの語群に分けられる方が有用性が高いのである。

(c) 分類基準へのなじみ 分類基準は、利用者がなじみやすいものがよい。五十音より部が、語頭と語末の部分けより仮名第二字までの部分けの方が、自然でなじみやすい。

(d) 発音と正書法との齟齬への対処 仮名遣いの関係で発音と正書法とに差のあるものは、発音で引けるか、同音異表記のものを一箇所にとまどめるかしてある方が親切である。

(e) 引様全体としての簡明さ 分類基準は多いほど分割される語群が小さくなり、検索に有利である。しかし、三重四重の分類も三様四様の分類基準では、円滑な検索は望めない。

(f) 分割語群数 (b) のように、引様で分割される語群数は多いほど
 検索に有利である。それを、部は四四、仮名数は一〇、門は当
 該節用集の表記にしたがい、それらの積をとって比較する。

以下、検討を進めていくが、詳細の知られない②⑥は除いた。

A ①は、部や仮名数も明解でなじみやすく、全体的にも簡明だが、
 発音と正書法の齟齬には配慮がない。なお、仮名数は三〇五字語あ
 たり語が集中する欠点があり、分割数も一〇字くらいまでが実用
 範囲なので効率もさほどよくない。⑱⑳は、三様の分類基準や門の
 採用が問題だが、第二分類までは①と同様で、門も第三分類だから
 さほど扱いにくくはない。⑤は、第二分類の段階で門をとるのが問
 題である。⑧⑨は、三重三様の分類基準や門の導入・偶数奇数分け
 の効率の悪さなどの欠点もあるが、さほどなじみにくくはないだろ
 う。⑯も仮名数主体なので明解だが、偶数奇数分けは効率が悪く、
 偶数奇数を確認してからまた仮名数に戻るのも迂遠である。

B ③は、二重の部分けなので明解さ・分割効率・なじみ・全体的
 な簡明さですぐれる。また、変則の部分けで発音と正書法の異なる
 語に対処するが、所在の表示が空見出しなのでやや不十分である。

④も同様だが、現存が確認できず変則の部分けの有無も不明である。
 ⑰も二重の部分けだが、門を導入する点、がやや問題である。変則の
 部分けをとるが、表示は空見出しによる。⑩⑪は第二分類を語末の
 仮名によるので不自然である。特に⑪は五十音順なので一層なじみ
 にくい。しかし、両書とも分割効率はすぐれる。

C この類はいずれも三重分類だが、分類基準も三様なので煩雑で
 あると思われる。また、清濁引撥は分割効率で劣る。⑦は、濁引撥
 の重出する語には前述のような補助規則で対応するが、煩雑さは避

けられそうになく、補助手段が必要な点では完成度が低いといえる。
 ⑨は変則の部分けをとり、その所在を詳細な丁付合文(目次)で示す
 ので十分な対応といえる。清濁引撥の有無も語末に限ったので簡明
 である。同趣の引様の⑫⑬も同様に評価される。⑭は清濁だけなので
 簡明だが、変則の部分けは施さない。⑮は清濁だけで簡明であり、
 変則の部分けと詳細な丁付合文も⑬から引き継いでいる。

各々の引様の評価は以上のようなようである。これをまとめると次のよ
 うになる。同種の引様は一括した。評価は◎○△×の順に低くなり、
 空欄は評価不能のものである。(f)の評価は一〇〇〇未満を×、五〇
 〇以下を△、一〇〇〇〇以下を○、それ以上を◎とした。

類	本	諸	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)
A		①	◎	○	◎	×	×	×
B		③⑲⑳	◎	◎	◎	○	◎	△
B		④	◎	◎	◎		◎	△
A		⑤	◎	○	○	△	○	○
C		⑦	×	×	○	×	×	△
A		⑧⑨	○	×	○	×	△	△
C		⑨⑫⑬	○	○	○	◎	△	△
B		⑩	◎	◎	△		○	△
B		⑪	△	◎	◎	×	○	△
C		⑭	○	○	○	×	△	×
C		⑮	○	○	○	×	△	×
A		⑯	◎	×	○	×	○	×
B		⑰	○	◎	◎	○	○	◎
A		⑱⑳	◎	○	○	×	○	○

まず、①のあと③④と有用な引様が出、⑤も比較的有用なものな
 ので、ほぼ順調な展開といえる。しかし、この後、欠点の多い⑦⑧
 が続き、比較的有用な⑨⑩⑪が出て、再度欠点のめだつ⑭⑮⑯⑰が

出、さらに再転して比較的有用な⑰⑱が出ている。このような展開は不自然であろう。特に注意したいのは、③④のあとに、それを超えられない引様が続出することである。だからこそ試行錯誤だとも言えるが、少々数が多い。近世の節用集は書肆の利益と関係があるのだから、有用性の低い引様を安易に開板するとは考えにくい。このような点でも、展開の不自然さがうかがわれるのである。

また、有用と判断される③では発音と正書法の齟齬への対応が必ずしも十分でないが、それを改良したものは出なかった。ところが、それより有用性の低い⑨⑩⑪⑫⑬⑭で十分な改良が行われる。また、一般的にA類B類よりも評価の低いC類(⑦⑧⑫⑬⑭)に、濁引撥の適用位置・丁付合文・拗長音の扱いなど、それなりの発展が認められる。こうした点でも、展開の不自然さが指摘されるのである。

当該書の流布も考慮してみよう。このうちでは①がもつとも盛行する。しかし、より有用性の高い③の二重の部分けは流布しない。同趣のものが後年開板されるが、⑰は私家版であり、⑳㉑は九〇年も後である。この点では③に引様以外の問題がないわけではない。たとえば、漢字一字語は使用頻度の相当低い語まで収載するが、漢字二字以上の語は極端に少なく、その用字も特殊であるなど、実用性に疑問がある。しかし、それは収載語の充実などで対応できるのであり、有用な引様が行われないことの説明にはならない。また、以上に検討した引様は、すべて早引節用集以後の考案であるが、結局は早引節用集が流布していく。このことからすれば、近世後期の引様の考案は無意味であったと考えるほかないことになる。

このように、近世後期の引様の多様化は、最善の引様を求めての試行錯誤と捉えることは困難で、発展のあり方も不自然である。し

たがって、多様化の要因は、単に引様を検討するだけでは追究できず、その背景を見直す必要もあると考えられるのである。

四 問題点の考察

前節でみたように、近世後期における引様の多様化は、次のような点が問題であると考えられた。

(1) 二重の部分けの再板や改良がなされなかったこと。

(2) 二重の部分けのような有用性の高い引様が考案されたにもかかわらず、それに劣る引様の考案が続くこと。

(3) 有用性の低いC類において順調な発展が認められること。

(4) もつとも早く考案された早引節用集だけが流布し、その後には考案された引様は流布しなかったこと。

以下では、集中期に現れた引様を中心に、これらの問題点を検討する。その際のアプローチとして、当時の出版事情から多く参照することにした。ここにとりあげられた節用集には、⑰以外は、開板やその準備に書肆が関わっているため、引様についての考察を進める上でも有利だと思われるからである。なお、資料としては、三都の本屋仲間の記録類のうち、質量ともによく整い、先程来引用している『大坂本屋仲間記録』(「記録」)を中心とした。

(1) について検討していこう。なお、③④の九〇年後に⑳㉑として二重の部分けが開板されるが、これについては別に述べる。また、⑰は営利目的の開板ではないので検討しなくておく。

『記録』によれば、③『早字二重鑑』は、江戸の前川六左衛門によって、宝暦一二(一七六二)年六月に真字板が、九月に草字板が開

板された。しかし、翌年、早引節用集の板元の一人・柏原屋与市が類板（模倣書）として江戸寺社奉行へ出訴し、絶板となった。与市が大坂町奉行所に提出した報告書を次に掲げる。

寛

一 宝曆十二年午之年、江戸仲ヶ間前川六左衛門方二早字二重鑑致出来、当地柏原屋与市・本屋伊兵衛兩人所持之早引節用集二差構候二付（略）同（宝曆一三）年十一月十一日於御評定所、寺社御奉行御三人・町御奉行御兩人・勘定御奉行御式人、右御立合之上、早字二重鑑両板共絶板被為仰付（略）。『記録』「差定帳一番」宝曆一三

④『安見節用集』は、『記録』によれば、京都の額田正三郎ほか五名による開板である。しかし、宝曆一二年一月、早引節用集の板元の一人・本屋伊兵衛が京都奉行所へ類板として出訴し、翌年一月、板木を買収して示談となった。伊兵衛が大坂町奉行所に提出した報告書を次に掲げる。

乍 恐 奉 差 上 濟 状

一 京都本屋六人二而、先達而安見節用集と申書板行出来仕候処、私所持仕来候早引節用同意之類板二而御さ候故（略）段々取扱之対談仕、右差構候安見節用之板木私へ譲り請候、尤右安見節用板元六人へ、為樽代と相応之銀子遣シ、（略）同

このように二重の部分けを施した③④は早引節用集の板元によって板行をはばまれた。ただし、「早引節用集二差構」「早引節用同意之類板」が、具体的にどのような点をさすのかは必ずしも明確ではない。そこで、「差構・類板」の定義を確認すると次のようであり、類板訴訟自体、問題のあるものであったことが知られる。

此の字句（「差構」）は一般には単に「抗議を申立つる」場合に使用されて、重板若しくは類板の何れの場合にも「差構える」旨を申立てたのであるが、往々此の字句を類板にして類板と称し得ざる抗議の際に使用し、重板、類板及差構と三段に区画された事があつた。（蒔田稻城『京阪書籍商史』「大坂書籍商史」一〇頁）

類板とは一言にして云へば類似或ひは模倣書と云ふのであるが、実際問題としての解釈は区々たらざるを得なかつた。（略）中には今日から見て類板の事実を認め難きものが鮮くなかつた。然るに微塵にても疑はしきものに対して強いて異を立て、類板呼はりなし、紛議を醸したことは板株制に伴つた弊害と云ふの外はない。（同一〇九〜一一〇頁）

蒔田は③④の場合を「類板呼はり」であるとは明言しないが、早引節用集の板元が、二重の部分けを早引節用集に抵触すると解釈した可能性は十分に考えられることになる。このことは、のちに⑩「二字引節用集」・⑪「五音字引節用集」も類板となつたこと、その折りに三都の本屋仲間に出した類板停止の願ひに「安見節用集」を併記することからも支持されよう。④⑩⑪の三者に共通するのは二重の部分け（仮名分け）だからである。こうして③④は早引節用集の類板とされ、その板行も不可能となつたのである。

ただし、④を買収した早引節用集の板元は、普通ならそれを開板することができるところが、この場合は、京都本屋仲間から、二重の部分けが「新增節用（無量蔵）」の引様に抵触するなどの理由で、再板しないという条件を課せられたのである。

京師二出来候安見節用集之板木、他所へ遣シ候而ハ、本形ハ

懷宝節用ニ差構候、草字一行ハ字考節用ニ構候、本文之趣向ハ
新增節用ニ構候、依之此度大坂柏原屋与市・本屋伊兵衛兩人へ、
右板木丸板ニ而銀四〇三百匁ニ而売渡候得共、大坂ニおゐて本
宍部も摺被出候義、かたく相不成候趣之相對ニ而、内濟仕候事
〔記録〕「差定帳一番」宝曆一三

このように、早引節用集の板元さえも二重の部分けの節用集を開
板できなかったのである。^{注10}したがって、これ以降、二重の部分けの
節用集は開板されず、その改良も不可能となったのである。

問題点(2)の検討に移る。③④が早引節用集の類板とされたことか
ら、これ以降、同趣の引様は開板できなくなった。開板しても類板
とされるからである。また、このことは、早引節用集の類板とされ
る引様は考案しないという制約としても効力をもつことになる。こ
のような背景を考慮すれば、不自然な引様が考案される要因も明ら
かとなる。たとえば、⑩「二字引節用集」が第二分類の部分けを語
末の仮名とするのは類板回避の工夫と考えられ、⑪「五音字引節用
集」が第二分類を語末の五十音分けとするのはより慎重な対応であ
ろう。^{注11}C類の一見迂遠な清濁引撥も同様である。このように、早引
節用集の類板にされないことという制約があったために、劣った引
様が続出する結果になったと考えられるのである。

しかし、なぜ劣る引様を考案し、あえて開板したのでらうか。書
肆をそのようにしむけたのはどのようなことなのか。この点を検討
することで、(2)への回答は、より充実するものと思われる。

これについては、当時早引節用集が流布しつづつあったことを考慮
する必要がある。早引節用集は、集中期だけでも種々の性格の異

本が開板される。^{〔宝暦〕}「早引節用集」(宝暦二(一七五二)・^{〔増補〕}改正早引節
用集」(同七)は携帯に便利な三切で、掲出字も草字だけに絞った点
で実用本位のものといえる。^{〔増字〕}「早引節用集」(同一〇)は美濃板半
切で、当時の節用集の主流だった真草二行の形態をとる。これに収
載されない用字・語彙だけを集めたのが「早引残字節用集」(天明五
(一七八五)で、姉妹版と言えり。^{〔明和〕}「早引大節用集」(明和八(一七
七一)は倍の大きさの美濃板で、机上版といえようか。これらの開
板再板の合計は集中期だけで少なくとも一二回が確認される。この
数字は当時の部門引きの節用集には及ばない。しかし、早引節用集
が柏原屋(渋川)と本屋(村上)両家合同の板行だけなのに、部門引
きの節用集はその他の書肆からの板行であることを考えれば、早引
節用集の流布・盛行がうかがわれる数字であろう。また、そのよう
な盛行を反映してか、天明以降(一七八一)では黄表紙などにも記
され、「早道節用守」(山東京伝・寛政元・黄表紙)や「^{〔手管〕}早引廓節用」(楽
亭馬笑・寛政一・洒落本)など題目に流用されるまでになる。^{注13}また、
集中期に現れる各地の重板(無断複製)も早引節用集の盛行を反映す
るものであろうし、仮名数を採用したA類の諸本(⑤⑥⑧)が出るこ
とも同様に考えられる。^{注15}

このように早引節用集は稀に見る流布を呈し、それを反映する現
象も展開される。それらが他の板元を刺激することは十分に考えら
れ、同業者だけに我々の想像以上に影響を受けたとも考えられるの
である。たとえば、本稿で扱う節用集ではないが、集中期に現れた
^{〔新合〕}「類節用無尽海」(天明三(一七八三))は「此節用は二十二門にわ

け一門／＼ことにいろは分にして（略）誠に早引字尽し節用とは此書をいふなり。元来字数外の節用とは格別多し」（序）と記している。これは、早引節用集への対抗意識として現れた例である。程度の差はあるが、同様の意識が他の板元にもあったことは容易に想像されよう。このような背景があり、また、他の板元にとって、新たな引様を考案して早引節用集に続くことは、商業上の利益につながるから、大きな魅力であったと思われる。ここに、たとえ劣る引様であっても、それを開板せずにはおかない強い動機があったと推測されるのである。

問題点(3)については、(2)の延長で考えられよう。種々考案されたもののうち、C類の清濁引撥を含むものだけが早引節用集の類板とは見なされず、開板再板が自由であった。したがって、再板のたびに改良することができたのである。また、初めに出た⑦『連城大節用集夜光珠』の完成度が低かったこと、早引節用集に続く必要があったことなどもあわせて考えるべきであろう。

問題点(4)については、すでに述べたことから回答が得られよう。有用性の高い仮名数や二重の部分だけは早引節用集の類板となるため、他の板元はそれらを回避しながら引様を考案することになった。その結果、清濁引撥によるものが残るが、変則の部分を除けば、早引節用集よりも劣るものであった。したがって、近世後期に開板された節用集では、早引節用集の引様をもっとも優れたものとなったのである。このことが早引節用集が他の引様の節用集を圧して流布した大きな要因として考えられるのである。

以上が、集中期における引様の展開に関する筆者の解釈である。

これ以降のものは散発的でもあるので、一言するにとどめる。⑮はC類なので問題はない。⑯は早引節用集の類板として争議になり、当事者間で板木を持ちあうことになった。⑰は宮利的な板行ではないので問題は起こらない。⑱は名古屋の書肆による開板で、類板として早引節用集の板元が買い取り、後年再板する。⑲は⑧に改編を施したもののだが、類板の争議が起こった形跡はない。⑳も同様である。この時期には早引節用集の優位が確立されて、争議に及ばないと判断したのだろうか。天保の改革による本屋仲間の解散中（天保一三（四八二）〜嘉永四（一八五二））には、重板や重板に等しい類板が多数横行したが、㉑もその一つである。本屋仲間再興後、類板として板木を買い取られた。^{注18}

近世後期における引様の多様化には、以上のような背景があったことが知られた。一見すると多様な引様の考案は、最善の引様への試行錯誤と見られるが、実際は、早引節用集の板元の類板争議によって、順調な発展を阻害されたものであった。また、引様の多様化の要因として、早引節用集の流布も関わることが推測された。

おわりに

二節で指摘した、宝暦二年以降の三四年間に引様の考案が集中することには言及できなかったが、検討の範囲からある程度の推測は可能である。引様の考案には制約があった。それを満たし、さらに早引節用集を超える引様を考案することは、結局、できなかった。その結果が、天明期に事実上の終焉として現れたと考えられるのである。その後に考案されたものが早引節用集の類板か、清濁引撥の改良にすぎないことも傍証となろう。

また、近世後期の引様の特徴である「音」(仮名)引きへの傾斜にも言及できなかった。あるいは、早引節用集の流布と関係があるのかもかもしれない。それまで部門引き中心だった引様から、門を廃する挙に出たのが早引節用集である。そして、開板後数十年で流布していく。これを見て、他の板元たちが引様を考案する際に、可能なかぎり門を廃する方向に傾くことは十分考えられる。それが「音」(仮名)への注目として現れたと考えられるのである。

また、仮定のことであるが、近代国語辞書の引様との関わりにも注目すると、早引節用集の位置は興味深いものがある。近代国語辞書は多重の五十音分けたが、その先蹤は、素朴ながら一〇〇年以上前の「早字二重鑑」「安見節用集」に見られる。また、「蘭例節用集」の例を引くまでもなく、その間における西欧の語学書からの影響は小さくない。このことから、早引節用集の板元が二重の部分を類板にしなれば、明治を待たずに多重の部分けを施す節用集の現れた可能性も考えられるのである。

このように、近世後期節用集の引様を見るにつけ、早引節用集とその板元の果たした役割は考慮されるべきものと思われ、辞書史の上でそれなりの位置を占めることも明らかとなった。

注1 山田忠雄「開板節用集分類目録」(一九六一)、高梨信博「近世節用集の序・跋・凡例」(一一二)、「国語学 研究と資料」1112(一九八七・一九八八)などを参照。

注2 ②④⑥⑩⑪⑬⑱の刊年は「記録」に記述された最初の年とした。

⑨は高梨論文(注1参照)により亀田文庫蔵「節用集」(八三三/Se二一六/一七七八)を当てた。刊年もそれに従った。

注3 「蠶海節用集」(寛延三)などが考えられる。

注4 「竜胆」を引く場合をみてみよう。①では、リで始まる仮名四字語であることが知れば「リ四」の部分にあることがわかる。③もリン(リムに統合)の部分にあることは即座に知れる。⑦ではリ部にあることはわかるが、清濁引撥の優先順位を理解しなければ、ン・グ・ウの仮名のために所属する部分がわからない。つまり、複雑な引様を知るといふ負担が使用者の側に求められることになる。その点で厄介な引様であると思われる。

注5 これは、「世二有ルトコロノ節用ハ乾坤門言語門等ノ部分十三門或ヒハ十五門ニヨリテ字ヲ搜ルシカレドモ部門繁キニヨリテ却テ混雜ノ事多シ」(宝暦新撰早引節用集「序」)のほか、門の概念を把握しやすくするために絵を添える例(「絵引節用集」寛政八)や、門名が出るたびに解説する例(「早字節用集」文政八)などから判断した。また、「下駄」

「鑑」のように用途や意味が明解でも、所属する門が不分明な場合があること(この例では衣食門か器財門かで迷う。多く器財門に収載)からも同様に判断されよう。

注6 これは、引様の評価の基準として適切でないかもしれない。語数が少ない節用集では、語群数が少なくてもそれなりに機能するからであるが、ここでは、システムとしての有用性だけを見、語数との関わりは別に考えることとした。

注7 高尾書店、一九二八刊。いま復刻本(一九六八刊)による。

注8 内容の類似も考えられるが、④は現存が確認されないので不明だが、③は前述のように特異なもので早引節用集の収載語とは大きく異なるから、この点での問題はないとみて大過ない。

注9 「一 安見節用集(略)／一 二字引節用集(略)／一 五音字引節用集(略)／右三品共、於京都二御願相濟板行出来候所、私共方所持之早引節用集之皆々類板二而差「羅義仕候二付、段々対談ヲ以私共へ板行譲り受」(「記録」「裁配帳一番」天明元)。

注10 「本文之趣向ハ新增節用ニ構候」からは、二重の部分けの板権は「新增節用」の板元にあると判断される。ならば「新增節用」の板元は二重の部分けの節用集を開板できるはずだが、「新增節用」を「大新增節用無量蔵」（安永二（一七七三））として再板しただけであった。その理由は不明だが、あるいは、③④の類板争議を早引節用集の板元にまかせ、直接には板権を主張しなかったことと関連するのかもしれない。とすれば「新增節用」の板元も開板できなかったことが想定される。この想定は、二重の部分けが開板されないことの説明としては完備したものが、いま、二重の部分けが早引節用集の類板となることを重視するにとどめる。

注11 ただし、このような工夫にも関わらず、⑩⑪は早引節用集の類板とされた（注9参照）。

注12 重板本を除いた数で、それぞれ、一回・五回・四回・一回・一回である。また、この数字は現存本によるもので、「板木総目録株帳」（「記録」）に記された再板年以外のものも含む。

注13 ここまでの詳細については別稿を準備中である。

注14 京都・大坂（明和七（一七七〇））、松本（同八）、仙台（安永三（一七七四））、江戸（同四・同七）におけるもの。

注15 これら三本は早引節用集の類板とされた。⑤は争議の結果、大本に限って板権が認められ（「記録」）「差定帳一番」明和元、⑥は絶板となり（同四）、⑧は開板に制約を加えられていた（偶奇仮名引節用集御公訴一件仮記録）。

注16 「記録」「偶奇仮名引節用集御公訴一件仮記録」による。

注17 「記録」「出勤帳五十一番」天保一年三月による。

注18 「記録」「出勤帳六十七番」慶応二年一〇月などを参照。

参考文献・資料

上田万年・橋本進吉『古本節用集の研究』（東京帝国大学文科大学紀要

第二）一九一六（複製版 勉誠社 一九六八）

山田忠雄『近代国語辞書の歩み』上下 三省堂 一九八一
 中村喜代三『近世出版法の研究』日本学術振興会 一九七二
 大阪府立中之島図書館編『大坂本屋仲間記録』第一巻〜第十四巻 清文堂 一九七五〜一九八九

補記 本稿を成すにあたって、多くの図書館・研究室の係の方にお手数かけた。ここに御礼申し上げます。また、御蔵書の閲覧、拝借を許された前田富禎氏に厚く御礼申し上げます。

なお、本稿は、平成元年度文部省科学研究費・奨励研究（A）・課題番号〇一七一〇二二七による研究成果の一部である。

——岐阜大学教育学部助教——

（平成二年一月三十一日 受理）